

根室市 公園施設長寿命化計画

2019年10月

北海道 根室市 建設水道部 都市整備課

1. 都市公園整備状況

(2019 年 3 月末時点 25,735 人 根室市住民基本台帳人口数より)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
17箇所	36.01 ha	13.99 m ²

2. 計画期間（西暦）〔 2020 年度～ 2029 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
				1								1

②選定理由

本計画は、本市が所管する都市計画公園および都市公園において、利用頻度が多く、長寿命化対策が急務な公園を対象としました。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
40	5	19	1	57	3	14

管理施設	災害応急対策施設	その他	合計
205	-	9	353

②これまでの維持管理状況

計画の対象とした運動公園では、公園管理を専任とする職員および業務委託者が日常業務の中で公園維持管理を行っており、事後保全的措置ではありますが異常や破損が発覚した時点で補修・更新を行うことにより、安全な公園施設提供に務めています。また、遊具に関しては、専門技術者による劣化規準点検を毎年実施しており、都度修繕を行っています。その他、法定点検が必要なキュービクルも同様に点検を行い、劣化状況を監視しています。

③選定理由

財政的な状況を踏まえたなかで、全ての都市公園を計画対象とするのではなく、長寿命化対策の効果が期待できる公園を選定することが妥当であると考え、日常的に子どもから大人までが利用する頻度が高い公園を選定することが適切と判断しました。その条件から管理対象公園のうち、通年において利用されている運動公園の施設全般を対象としました。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

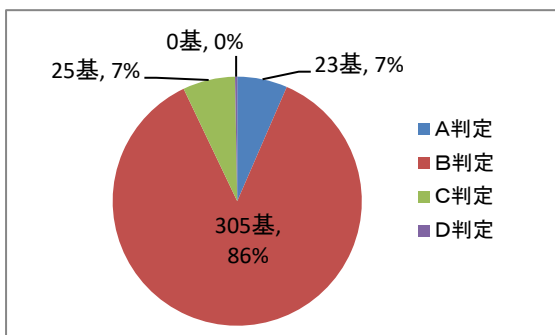
平成30年に公園施設健全度調査を行いました。調査の対象となる施設について、すべての公園施設の状態を把握した上で計画を策定することが望ましいことから、排水作工物を除く、すべての施設を対象に健全度調査を実施しました。施設の大分類は一般施設、遊具、橋梁、電気設備、建築物に分類し、各々専門の点検技術者により健全度調査を実施しました。

調査の結果、調査施設数353基のうち、健全度・危険度判定「A」及び「B」と判定されたものが全体の9割以上となり、非常に良好な環境と言えます。一方、残りの1割が「C」及び「D」判定となっているため、優先的に措置を講ずることが急務であります。今後は施設保全計画を基に効果的な改築・修繕を行うことで、安全で安心な公園施設を提供することを目標とします。

(施設)

	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
園路広場 (40 基)	4	28	8		遊歩道は通年利用されているため劣化が著しい。都度修繕は行っているが、ゴムチップ舗装の長所が失われつつある。
修景施設 (5 基)		4	1		
休養施設 (19 基)	8	5	6		
遊戯施設 (1 基)			1		遊具取付金具に劣化があり、利用に支障が出る可能性がある。
運動施設 (57 基)	1	52	4		テニスコートBはC判定ではあるが、パイルの磨耗が著しいためプレイレベルでは滑りなどの支障が出る可能性がある。
教養施設 (3 基)		3			
便益施設 (14 基)	3	9	2		
管理施設 (205 基)	7	196	2		
その他の施設 (9 基)		8	1		
合計 353 基	23	305	25	0	

■健全度調査判定の結果割合



6. 対策の優先順位の考え方

計画対象公園は運動公園であり、児童の遊びの場や住民のウォーキングのほか、学生テニスの練習場として、健康長寿や教育の場所として日常的に利用されている。そのようなことから、公園維持管理を通して利用頻度の高い施設とともに、健全度調査によって劣化が進んでいる施設を優先的に更新対象として設定しました。

緊急度の判定は、調査結果が悪いDやC判定の施設を主として、予防保全型管理に属する施設は緊急度「高」および「中」として設定しています。そのほか、事後保全においても判定がC判定であり、今後監視的保全を要する施設においても緊急度を「中」と設定しています。また、利用者が直接的に使用しなく、破損が確認されても事故や怪我の危険性が低い施設においては、緊急度を「低」に設定しています。

(施設)

		緊急度判定		
		高	中	低
園路広場	(40 基)	1	4	35
修景施設	(5 基)	0	1	4
休養施設	(19 基)	0	2	17
遊戯施設	(1 基)	1	0	0
運動施設	(57 基)	1	5	51
教養施設	(3 基)	0	0	3
便益施設	(14 基)	0	1	13
管理施設	(205 基)	0	1	204
その他の施設	(9 基)	0	3	6

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

(1) 公園施設全体

- ・公園管理を専任とする職員が公園パトロールを行い、通年において公園施設の劣化状況を把握することに努めます。

- ・公園巡回にて清掃および修繕を要する施設を発見した場合は、適宜、対策を施すこととし、機能や美観の向上に努めます。

- ・公園施設点検において健全度判定が「C」及び「D」と判定された施設は、日常的に監視を継続し劣化の進行を把握します。

- ・予防保全を要する施設は日常点検を実施することにより、公園施設の劣化予防や事故に繋がる施設の早期発見に繋げ、公園施設の長寿命化対策を講じることで公園利用者の更なる安全確保を目指します。

- ・公園施設の異常発見時には、修繕対応による判断基準体系図を基に状況に応じた修繕・改築を行い、十分な機能回復のもと延命措置を図ります。また、大規模な破損や事故に繋がる恐れがある施設は専門技術者の見解を求め、使用中止の告知を即座に行い、改善措置を速やかにとり行うことを目指します。

(2) 遊戯施設

- ・遊戯施設は、重点的に日常点検を行い、劣化や破損の状況を把握します。直接身体に触れる部位や主たる部位の損傷が確認された場合は、専門技術者の見解を求め、使用中止の告知を即座に行い、改善措置を速やかにとり行うことを目指します。

(3) その他設備や土木構造物など

- ・法で点検を定められている施設においては、法に準じて点検を行います。また、その他の構造物は消耗が想定される部位を日常的に確認することで劣化の進行を把握します。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

(1) 定期点検による長寿命化

・長寿命化を進めるために、日常点検のほかに専門技術者による定期点検の実施を目指します。

遊戯施設は1年に1回、一般施設、建築物、土木構造物は5年に1回、法で定められる施設は法に準じて定期点検を実施します。

・健全度判定が「C」及び「D」と判定された施設は、早期に修繕や更新を実施するとともに、対策後は予防保全を施し延命化を図ります。

(2) 補修による長寿命化

●木製施設

・木材を使用する公園施設は適宜防腐塗料を塗布することで部材の劣化速度を遅らせます。

・部分的に部材を交換することで継続使用できる施設は木製部材に変えて、再生プラスチックを採用することで延命化を図ります。

●鋼製施設

・鋼材を使用する施設は、塗装をすることで腐食の進行を遅らせます。

●遊戯施設

・消耗品となる稼動部の部材は日常点検や定期点検の結果をふまえ適宜交換します。

・鋼材部は塗装することで腐食を抑えます。

・木材やロープといった磨耗や腐朽が想定される部材は劣化の進行を把握し、専門技術者の助言を踏まえ、耐久性の高い部材へ交換していきます。

●建築物

・鋼材や木材は適宜塗料の塗布により劣化の進行を抑えるとともに、サッシ周りや屋根材の継ぎ目部のシーリングを打ちかえることにより、延命化を図ります。

(3) 更新による長寿命化

・施設の破損が著しい場合や修繕費用が大きくなる場合は、財政状況を踏まえ施設を更新する方向で検討します。更新する場合は、部材や製品の耐久性や維持管理を考慮するとともに、利便性や美観も踏まえた施設を導入します。